

無姓の百姓(上)

喜田貞吉

- 一、緒言
- 二、「百姓」の意義
- 三、農民以外の百姓
- 四、姓氏の獲得
- 五、姓氏の喪失
- 六、非人法師の發生
- 七、姓氏なき庶民
- 八、結語

一、緒言

百姓とはあらゆる姓氏を有するもの、稱呼であるべき筈である。然るに後世専ら農民のみを百姓と稱し、而も其の百姓なるものが、實際には姓氏を有せざるを普通とし、稀に之を有するものがある。特に領主の許可ある場合以外には、之を公稱することを禁せられたのであつた。即ち其名

は百姓であつても、實は所謂無姓の百姓なるものとなつてしまつたのである。此の理由如何。聊か其の沿革し來つたところを略叙して、傍ら庶民階級に於ける社會事相の變遷の蹟を尋ねて見たいと思ふ。

二、「百姓」の意義

「百姓」といふ熟字は、支那の古代に起つたものであつた。書經堯典すでに「平章百姓」の語がある。此の場合「百姓」は一般民庶を意味する。支那にありては古來必ず民に姓あり、姓は説文に「人所生也」とあつて、其の生ずる所によつて以て其の統を分つ所以であつた。「姓」の字「女」と「生」とに從ふ。即ち女より生ずるもので、支那上古の八大姓、

姜、姬、嬀、嬖、嬴、婁、姚、姪、皆女に従ふのは是が爲であるなどと論せられて居る。蓋しもと女系によつて姓を別つたもので、同母より出でたもの、即ち同姓であつたのである。別に「氏」あり更に族を分かつ。此の「姓」と「氏」との別に就いては、實に古來諸説紛々たるものがあり、今更煩はしく其の議論を繰り返すまでもないが、事實上後世には其の區別をなさず、史筆なほ「周姓ハ姬氏」などと書く例となつて居るのである。

あらゆる民衆必ず其の生ずる所がある。随つて理論上何人にも必ず姓があるべき譯で、而して其の姓を有するものを總稱して百姓といふ。「百」は多數の意味で、百姓即ち一般民衆の總稱で無ければならぬ。併しながら、勿論こゝに百姓とは、國家統治の下に屬するすべての民衆の謂であつて、化外の蠻夷は與らぬ。又其の版圖内に住する人類であつても、其の國民として認められぬものは勿

論除外さるべき筈である。

我が國に於ても古く此の「百姓」の語を輸入して支那の古代に於けると同じ意味に用ひて居る。日本紀に大己貴・少彥名二柱の神の功績を叙して、是以百姓、至今咸蒙恩賴。

とある。又崇神天皇の詔を記して、

陰陽謬錯、寒暑失序、疫病多起。百姓蒙災。

などともある。「百姓」の二字、之をオホミタカラと訓ず。而して其の詔の文のつゞきに、「衆庶」又「人民」の語があつて、同じく共にオホミタカラと訓じてあることによれば、百姓即ち衆庶であり、即ち人民であることが知られる。又孝徳天皇の詔に、

集侍群卿大夫、及臣、連、國造、伴造、並諸百姓等、咸可聽之。

とあるのは、續日本紀以下の國史に見ゆる宣命に、普通に

現神八洲御宇倭根子天皇詔旨勅命、親王、諸王、諸臣、百官人等、天下公民、衆聞宣。

とあるのと同様で、其「百姓」とあるは正に「公民」とあるに相當する。廣く之を云へば、天皇以外はすべて百姓であるべき筈ではあるけれども、ここには特に一般帝國臣民の中から、皇族、貴族、官吏を除いた、所謂庶民階級の總稱である。而してそれは勿論天皇直隸の民でなければならぬ。皇族貴族等の從屬の部民は與らぬ。

大化の改新以前にあつては、一般民衆の多數は皇族、貴族等の從屬者であつて、國家から云へば第三階級に屬し、勿論天皇直隸の民ではなかつた。皇室はあるが中にも最も大なる御家にましますが爲に、之を大家(公)と申す。或は之を御宅とも申す。天皇直隸の大御田を三宅(屯倉又屯田)と申すのも、もとは同じ意味のものであつた。天皇直隸の民衆は即ち大家の民で、即ち公民である。而し

て其の公民は、同時に大御田即ち三宅の民であり、即ち農民なるものである。我が國は古くから農を以て本とする國家であつた。崇神天皇の詔に「農は天下の大本なり、民の恃んで以て生くる所なり」とあるのは是である。農民以外にも無論多くの民衆は存在する。併しながら、彼等は孰れも所謂伴造なるものに從屬して、工業其の他の雜役に從事し、其の身分は所謂第三階級に屬するもので、勿論公民ではなかつた。伴造とは、伴即ち其の從屬の部衆を率ゐて、天皇の御奴として奉仕するもので、そののみが天皇に直隸する貴族の班に列し、其の部民は與らなかつた。こゝに於てか公民は、原則として悉くが農民であるべき筈である。隨つて田地の耕作に従事する部衆、即ち田部の語が、直ちにタミ即ち人民の稱となつたのであつた。勿論公民たる田部即ちタミ以外、皇族貴族等に從屬して、耕作に従事する田部即ちタミも亦多かつた。

併しながら、彼等はタミではあつても公民即ちオホミタカラではなかつた。オホミタカラとは、古く公御財など文字に書き、後の學者亦是に従つて、人民は天皇に取つては寶であるといふ意義に解するを常とする様である。併しながら、假りに人民が天皇の御身に取つて御寶であるとしても、それを第三者から申すならば格別、天皇御自身より大御寶と仰せらるべくもなく、人民自身亦然か申すべき様もなかりさうに思はれる。又人民をのみ殊更に寶と尊び、これを其の名稱となしたとも思はれぬ。按ずるにオホミタカラのカラは、ヤカラ(家族)、ウカラ(親族)、ハラカラ(兄弟)、トモガラ(朋友)などのカラで、オホミタカラ即ち大御田族であらねばならぬ。かくてこそそれがたゞちに公民の義ともなるべきである。朝鮮語に一族をコル(骨)といふもの、亦其の語原を我がカラと一にしたものであらう。

大化の改新によつて、從來の皇族貴族等私有の部民は悉く廢せられて、齊しく國家の公民となり、其の私有の地は悉く國家の公地となつた。而して其の民を戸籍に編し、授くるに口分田を以てした。かくて一切の公民は、悉く均一の地主であり、原則としては自ら之を耕すべき農民である。公民即ち農民なることが、いよく適切に認められることとなつたのである。而して其の農民は、悉くが公田即ち大御田の田部であり、即ちオホミタカラなるべきものである。

所謂オホミタカラは即ち公民で、悉く姓氏を有する。それは今も正倉院に藏せられる大寶・養老頭の戸籍を始として、古書の記する所悉く之を證明する。斯くて此の姓氏を有する一切の民衆、即ち百姓なるものである。而してそれは同時に農民であつた。

農民以外のものは原則として公民ではあり得な

い。而して其の公民以外のものは、原則として姓氏を有せぬ。一見姓氏らしく見えるものがあつても、それは性質上姓氏ではない。随つて彼等は所謂百姓ではないのである。

「百姓」の文字には勿論農民といふ意義は無い。併しながら、公民が悉く口分田班給受領の権利者であり、原則として悉く農民であつたが爲に、「百姓」は直ちに農民を意味することゝなつた。後には「百姓職」などと云はれて、耕作に關する一つの権利株までが發生するに至つたのも、一に是が爲である。斯くて遂にはたゞに農民を直ちに百姓と呼ぶばかりでなく、農業其の物をも同時に百姓と呼び、是が一つの職業名の如くにまでなつてしまつたのであつた。

三、農民以外の百姓

大化の新政に於て公民は悉く口分田の班給に與り、農業を以て國本となすの實がいよゝゝ具體化

され、百姓即ち農民といふの事實はますます明かになつた。併しながら、社會の趨勢は永久に農民以外のものを公民から除外することを許さなかつた。天智天皇の九年庚午の歲に、新に戸籍を編制して盜賊と浮浪とを斷つとある。是れ所謂庚午年籍なるもので、爾後永く公民の臺帳となつたものであるが、是に依て從來公民の戸籍に漏れて居たもの、即ち所謂浮浪の徒も新戸に編せられ、其の公民たる資格を認められたものであつたと解せられる。こゝに浮浪とは必ずしも常に一所不住にして、其の居所を定めず遍歴して居るものとのみ嚴格に解する必要は無い。要するに浮浪民とは無籍者の謂であつた。随つて此の實際に公民なることの認められた民衆の中には、すでに事實上農業に従事して居たものもあり、或は新に農民となつたものも少からぬ事ではあらうが、而も是が爲に其のすべてが農民となつて、口分田の班給に與つたとは

考へられない。其の中には引續いて工業、漁業等に從事して、所謂雜戸品部に類するものも多かつたであらう。而して彼等は從來の職業其のまゝに公民の資格を認められ、農民と同等の地位を得たものであつたに相違ない。彼等はもと浮浪民として勿論無姓であつた。中には自ら稱ふる姓氏類似のものがあつたとしても、それは國家から認められたものではなかつた筈である。然るにそれがすでに戸籍に編入せられた以上、必ず何等かの姓氏が認められた筈で、即ち百姓となつたのである。こゝに於てか農民以外の百姓が存在する。

庚午年籍以後に於ても、勿論新に戸籍に登録せられるものが多かつた。而して其の農民以外にして、新に戸に編せられたものに餘戸がある。餘戸の民は農民ではない。普通は工業其の他雜役に從事したものらしく、後世には名稱其のまゝに一種の賤民部落となつて居るものもある。彼等が普通

の農民でなかつたといふ事は、高山寺本和名抄國郡部に、「班田に入らざる之を餘戸といふ」とあるによつても知られる。高橋義彦氏藏承平二年の丹波國牒に、多紀郡餘戸郷の事を記して、「件郷本より地なし」とあるのも、餘戸の民がもと農民でなかつた事を示すものである。此等の餘戸は庚午年籍の後に於て、當時取り遺された無籍の徒が、國家から其の存在を認められて新に戸籍に編入せられたものであつた。出雲風土記には、同國の餘戸が孰れも神龜三年の編戸によるものなることを謂つて居る。之を單に餘戸のみと通稱して、別に其の郷(里)の固有名詞を公稱せざることは、後世の地誌地圖などに或る特殊の村を「宿」或は「皮太」などと通稱して、特に其の固有名詞を記さざると同じ關係のものであらう。從來の諸説、普通に餘戸を以て、五十戸一里(郷)の制に超過したる殘餘の戸を以て、別に一個の郷と爲した場合、之を餘戸と

稱したものだなどと説明して居るが、それは甚しい誤解であつたと謂はねばならぬ。餘戸は到底普通の農村ではなく、由來と職業とを異にする特殊の部落であつたに相違ない。併しそれがすでに戸に編せられて其の公民たることが認められた以上

其の住民はやはり普通民と同じく姓氏^ヲ有し、所謂百姓であつたに相違ない。出雲風土記に、海濱の住民を百姓と呼んだ例が多い。同書島根郡條に

蜈蚣島○今小大根島と稱す。中海にある小島

家。

とあるのは、此の島が「土地豊沃、草木枝疎、桑麻豊富」とあるから、必ずしも漁民であつたとは云ひ難い點も無いではないが、併し彼の小島の住民が、勿論口分田を受けて耕作に生活する純農民であつたとは思はれない。殊に同郡の條に、

美保濱、廣一百六十步。

西有神社、北百姓、捕志思魚

質留比浦、廣二百廿步。

南神社、北百姓之家。昔船可泊

などある百姓は、明かに漁業航海に活きる海人であつたに相違ない。而も彼等は正に百姓と呼ばれて居たのであつた。殊に豊後風土記海部郡の條に、其の郡名の由來を説明して、

此郡百姓並海邊白水郎也。因曰海部郡。

とあるが如きは、最も明白に白水郎即ち海人^{あま}を百姓と稱し、而もそれを以て一郡をまで建つるに至つたものであつたことが知られるのである。

降つて天平十六年に至つては、工業其の他の賤職に従事して、從來良民と齒せられなかつた雑戸の類をも一般に解放して、平民と同じくした。乃ち彼等が公民なるの資格を認めて、之を百姓となしたのであつた。續日本紀に、

天平十六年二月丙午、免天下馬飼雜戸人等。因勅曰、

汝等今負姓、人之所恥也。所以原免、同平民。但既

免之後、汝等手伎如不傳習子孫、子孫彌降前姓、

欲從卑品。

とある。こゝに汝等が今負へる姓とは、所謂姓氏の姓ではなく、其の身分を示す稱號の謂で、こゝでは馬飼雜戸人たるの卑しい身分の事を指示したものである。尙この事は次章に詳説する。

然るに其の後天平勝寶四年に至つて、此の解放されたる雜戸等を、舊によつて差發使役することをも明にした。同書に、

天平勝寶四年二月己巳、京畿諸國鐵工、銅工、金作、甲作、弓削、矢作、梓作、鞍作、鬲張等之雜戸、依天平十六年二月十三日詔旨、雖蒙改姓、不免本業。仍下本貫、尋檢天平十五年以前籍帳、每色差發、依舊差發。

とある。從來此の處分を解して、天平十六年に一旦解放したものを取り消して、舊籍によつて使役する事になつたものゝ如く説いて居るものがあるけれども、それは誤解であると思ふ。天平十六年の詔は、單に從來水平線以下であつた雜戸の身分を陞して、平民に同じくしたものであつて、職業

其の物をまでも改めしめたものではなかつた。是は我が明治政府が穢多非人の稱を廢して、身分職業ともに平民に同じくしたといふのとは譯が違ふ雜戸はなほ雜戸のまゝで、たゞ從來人の恥づる所であつた身分(姓)を原免して、平民に同じくしたに過ぎなかつた。天平勝寶四年の記事に、「改姓を蒙ると雖も本業を免れず」とあるのは是である。隨つて其の家業の手伎は、之を子孫に傳習する必要があつた。若し其の身分の向上に調子づいて、祖業を怠る様な事があつたなら、自ら食物を生産して活きるに道なき彼等の子孫は、いよゝゝ解放前の卑しい身分(姓)に降るであらうぞとの事を戒むるの必要があつたのである。而もそれは杞憂ではなかつた。彼等は身分の向上と共に其の本業を怠るに至つた。そこで天平勝寶四年に至つて、特に訓戒して、舊により差發使役することになつたのであつた。されば是は再び其の身分を下げたのでは

なく、たゞ使役上の監督を嚴にしたに過ぎなかつたものと解すべきである。即ち雑戸としての職業はもとの雑戸のまゝであるが、其の身分は天平十六年の改姓に引續き、平民同等であつたに相違ない。

實は雑戸の身分に就いては、一方では良民の子を養子とするを禁止する律の條項があり、一方では良人との通婚差支なしとする集解所收の法家の諸説もあつて、從來可なり研究者の頭を悩ましたかの如く見受けられたが、是も此の解放前後に於ける身分の相違の結果であつた。其の以前には雑戸は良人以下の身分として、良人との通婚を禁せられたのであつたが、天平十六年の解放以後は、平民と同じ地位に陞されて、兩者間の結婚差支なきに至つたのである。そこで集解所收の法家の諸説は、其の當時の實際に就いて説を爲したもので、律の規定は當然取り消されたものであつたと察せ

られる。唐に於ける法典の雑戸の地位は、我が國には適用出來ないのである。

ともかくも所謂天下の馬飼雑戸人等は、天平十六年の解放によつて平民の地位を獲得し、所謂「百姓」の仲間になつたのであつた。

四、姓氏の獲得

我が國に於ける姓氏は、原則としては朝廷から賜はるべき性質のものであつた。勿論事實上の問題として、一切の民衆に一々其の姓氏を賜はるといふ事が出來得べき筈はない。蓋し之を公民の戸籍に編成して、其の自ら稱する所の稱號を國家の機關が承認して、之を籍帳に登録することが、直ちに朝廷より賜はつたと同一の結果となり、それが所謂姓氏となるものであつたと解せられる。即ち公民なるの資格を認めらるゝと同時に、其の稱する所の姓氏を、公然獲得することゝなつたのであつた。

之を我が太古の狀態に就いて考ふるに、此の島國に於けるすべての民衆は、其の初に於てもとり姓氏とも稱すべきものは無かつたのであつたに相違ない。之を神代の神名に就いて見るも、勿論そこに姓氏と名との區別の存在は認められない。

併しながら戸口増殖するに及んでは、こゝに自然一の家族を他の家族から區別し、又一の系統を他の系統から區別せんが爲に、其の家族又は系統を示すところの何等かの名稱の必要が生ずる。こゝに於て、或は其の職業により、或は其の住處の名により、或は其の他の事情によつて、或は自ら之を稱し、或は他より之を呼ばれて、はじめは或る個人の稱として用ひられたものが、遂には其の子孫に及び、一族に冠せられる様になる。而してそれが國家から認められて、始めて所謂姓氏となるのである。之を卑近の例を以て云へば、國定忠次と云ひ、天川屋儀兵衛といふ其の國定又は天川屋

なる稱號は、勿論一の私稱であつて、所謂姓氏ではない。又其の住所の狀況によつて、橋本の何某、渡邊の何某と云つた所で、それは單に便宜上、他より之を區別せんが爲に呼ばれるものであつて、亦未だ姓氏と稱すべきものではない。併しながら、それが國家の機關から認められ、法定の籍帳に登録せられたならば、始めて姓氏となるのである、即ち彼等はこゝに始めて國法上の姓氏を獲得することゝなるのである。帝王編年記に、

景行天皇五年乙亥、賜姓於諸國百姓。

とあり、皇代記及び皇年代略記には、之を同天皇十三年の條に收めてあるが如きは、もとより史實として信用すべき價値の少い記事ではあるけれども、もと／＼無姓であつた地方の住民が、皇化に浴して其の國民たることを認められ、姓氏を賜はつて戸籍に編せらるゝに至るといふ順序を語つたものと解してよい。人民を檢することはすでに崇

神天皇十二年の條にも見えて居る程で、古く天皇直轄御領の民に、其の姓氏を認め、或は之を賜はつたものであつたことは疑を容れぬ。

之を日本民族構成の各要素に就いて考察するに天孫瓊々杵尊が多くの神々を従へて、此の島國に降臨し給うたといはれる様な古い時代には、所謂天孫民族にも勿論姓氏は無かつた。天兒屋根命は中臣氏の祖先であり、太玉命は齋部氏の祖先であつたに過ぎないのであつた。然るに其等の諸神の子孫は、それ〴〵姓氏を獲得して、中臣と呼ばれ、齋部と呼ばれることになつた。是は他にも幾つかの同じ様な身分の臣僚が並び存して、相互間に差別を示すの必要があつたからである。されば、萬世唯一にましく、何等他と區別すべき必要な我が皇室には、永久に御姓氏と申すべきものが無いのである。それから分れて別に一家を創立し、臣籍に列して所謂皇別諸氏を爲すに至つて、始め

て姓氏を賜はり、之を獲得するのである。唐人此の儀を解せず、我が皇室の始は「阿每」など書いて居るのは、之を自國の實際に比較して、我が國情を解し得なかつた滑稽であると謂はねばならぬ。天孫降臨以前から此の國土に住した所謂國津神の側にあつても、勿論姓氏と謂ふべきものは無かつた。それが天皇の御奴となり、所謂臣、連、伴造、國造など呼ばれる様になつて、始めて姓氏が認められる。但其の下に屬する部民に至つては、單に何部など呼ばれるだけで、それは未だ國家の認むる姓氏なるものでは無かつた。然るに大化改新以來是等の部民が解放せられて、新に公民に班せられて以來、其の從來屬して居つた部の名が、直ちに氏として認められたものが多い。或は新に姓氏を賜はつたものもあり、或は自ら改めてそれが國家から認められたものも少からぬことであつたであらう。それは明治維新後平民に對し

て苗字公稱が命せられ、各自勝手にそれを稱へ、戸籍に登録せられて始めて動かぬものになつた様なものであつたであらう。其の後雑戸或は奴婢の如き無姓の徒が、解放せられて良民の班に列し、新に姓氏を賜はつた場合亦同様であつた。續日本紀に、

養老三年十一月戊寅、少初位下河内手人大足、賜下譯姓。忍海手人廣道、賜入米直姓。並除雜戸號。

養老七年十二月丁酉、放官婢花、從良。賜高市姓。

神護景雲元年三月癸亥、放奴息麻呂、賜姓殖粟連。

婢苗賣、賜姓忍坂。

寶龜元年七月己丑、今良大目東人子秋麿等六十八人賜姓檜前、若櫻部、津守部、直髮部、石上部、丈部、桑原部、置始部、宇治部、大宅部、丸部、秦部、林部、穗積部、調使部、伊福部、采女部、額田部、上ノ村主、湯坐部、壬生部。

などあるのは是である。殊に此の最後のものは、奴婢が解放せられて所謂今良となり、縁故をたごつてもこの所屬の名を其まゝ氏となしたものと解

せられる。

東方の毛人即ち蝦夷の族にして王民に班せられ姓を賜はつたものも亦多い。蝦夷はもと姓氏を有しない。それは北海道のアイヌが、明治政府の戸籍に編入せられるまで、それを持たなかつた様なものであつたに相違ない。然るにそれもだんく皇化に服して熟蝦夷となり、俘囚と呼ばれ、はては編戸の氏となり、姓氏を賜はる。續紀に、

和銅三年四月辛丑、陸奥蝦夷等請賜君姓、同偏戸、

許之

とある。勿論其の君姓を賜はつたものは、中でもオテナとも云はれた程の豪族で、それが古代の國造なみに、其の地名の下に君のカバネを稱したものであつた。かくて彼等が君姓を賜はると、其の部下の俘囚等は其の君の衆人けにん即ち家の子として、君子きみこと呼ばれ、君子部を爲したものであらう。俘囚に君子部後に吉彌侯部又は吉美侯部後と呼ばれ

たものゝ多いのは是が爲であつたと解せられる。

(勿論其の以外にも俘囚以外の地方の「君」もあるべく、それに屬した君子部の存在も無論認めなければならぬ。)併しその君子なる部民が解放されて公民に列せらるれば、其の吉彌侯部が直ちに本姓として認められる。新撰姓氏錄には、吉彌侯部を以て崇神天皇の後裔たることを認め、皇別の中に班してある。

東方毛人の族に對して、衆夷と呼ばれた西方の土着人等も、亦もと姓氏を有せなかつた。然るに彼等も皇化に服して日本民族に編入せらるゝと共に、姓氏を有して百姓となる。續日本紀天平十七年五月己未條に、

筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向七國無姓人等、

賜所願姓。

とあるのは、當時なほ編戸に漏れて居たものに對して、一時に處分したものであつたであらう。雄

略天皇の使者が宋の天子に呈したと解せられる倭玉武名義の國書に、「東征_三毛人五十五國_二、西服_三衆夷六十六國_二」とある様に、東方の毛人即ち蝦夷の域に對して漸次皇化の普及したと同様に、西方なる衆夷の住所にも漸次皇化が普及して、所謂倭人も次第に國家の百姓となつたのであつた。而してそれは他の地方の百姓と同じく、公民として戸籍に編せられたもので、正倉院文書大寶二年の上毛郡や仲津郡の戸籍が示す如く、それ〴〵に皆姓氏を有して居るのである。勿論當初に於ては、悉く農民として、一定の口分の班給に與つたものであらうが、後には既記の如く、農民ならぬ緑海の白水郎の徒までが、百姓と稱せられて、勿論姓氏を有するものになつて居たことは、豊後風土記の記事明かに之を證する。而もなほそれに漏れたものが各地に多かつた筈で、それ等が此の際皆同時に、本人の希望のまゝに姓を與へ、戸籍に編入して百

姓たるの身分を認められたものであらう。こゝに願ふ所の姓とは、前記和銅三年に陸奥の蝦夷の或る者等に君姓を賜はつたと同じく、或るカバネを賜はつたものだとも考へられる様ではあるが、此の西海道七國の無姓人といふは、恐らく一般民衆の事であつて、必ずしもすべてのものが或るカバネを認められる様な、高い身分のものゝみではなかつたに相違ない。殊に其の處分のあつた天平十七年は、天下の馬飼雜戸の徒を一般的に解放して平民に同じくしたといふ天平十六年の翌年であることを考へ合すれば、こゝに姓とは所謂ウヂであつて、所謂カバネでない事は首肯されやう。

こゝに於て余輩は、此の論文記述上、我が國に於て同じく「姓」の文字を以てあらはされたる、所謂ウヂとカバネとに就いて簡單に説明するの必要を認める。既に言へる如く、支那に於ても「姓」と「氏」との間にも區別があつたとしても、後に

は通例それが同じものを示すことゝなつて、「姓は某氏」といふ風に用ひられて居るのであつたが、我が國でもそれを其のまゝに移して、「氏」の字をウヂに當てること共に一方には「姓」の字をも同時にそれに當てることゝなつて居た。すでに日本紀には、其の天智天皇條に於て、

八年十月丙午朔庚申、天皇遣東宮大皇弟於藤原内大臣家、授大織冠與大臣位。仍賜姓爲藤原氏。

とある。藤原氏は即ち内大臣鎌足に賜はつた「姓」なのである。然るに一方では「姓」字をカバネと訓じ、所謂八色の姓などの場合に用ひて居る。かくてそれを氏と連稱し、姓藤原朝臣など、用ひた場合が多いけれども、所謂カバネなるものほもと家柄又は身分などをあらはす一種の稱號であつて、本來勿論漢字の「姓」に相當すべきものではない。隨つて「姓」の字を其の文字の正しい意味に於て、一方にウヂのみの場合に用ふるも不思議はない。

庶民は通例カバネを有せず、もと其に屬して居た「部」の名を其のまゝ「氏」として居る場合が多いが、それが即ち同時に「姓」であり、それを有するもの即ち「百姓」なのである。されば本編に於ては、カバネを意味する場合の「姓」との混同を避けんが爲に、殊更に「姓氏」と熟字に用ひた場合が多いが、それは直ちにウヂを意味するもので、其のウヂを有するもの即ち百姓なのである。之を逆に云へば百姓は必ず姓氏を有するものなのであつた。